

自治会・町内会等活性化補助金の概要（令和7年度）

自治会・町内会、マンション管理組合の皆さんが、より良い地域社会実現のために行う事業に対して補助金の交付を行うものです。なお、年度内に申請できる回数は、1団体につき1回のみとなります。

1 対象団体 自治会・町内会、マンション管理組合

2 対象事業 令和7年度中に対象団体が自ら行う地域福祉の促進又は地域づくりの事業

- 【例】
- ① 地域住民交流づくりと活性化（お祭り、運動会等）
 - ② 地域美化活動（地域住民による清掃、花植え、植栽管理等）
 - ③ 高齢者・要介護等の見守り（訪問見回り、敬老会、生活支援等）
 - ④ 子どもの見守り（地域内、通学路パトロール、危険箇所改善等）
 - ⑤ 世代間交流（子ども交流会、多世代参加の各種行事）
 - ⑥ 防犯活動（学習会、講演会、パトロール、危険箇所改善等）
 - ⑦ 防災活動（学習会、講演会、避難訓練、災害時支援体制構築等）
 - ⑧ 加入促進活動（加入促進ちらし作成配布、地域アンケート実施、HP作成等のデジタル化等）
 - ⑨ 運営体制整備（広報誌作成配布、人材発掘、担い手育成等）

3 補助金額（予定）

全団体共通：12,000円

世帯数加算：会員名簿等のご提出が可能な場合は「名簿等にて確認できる世帯数×200円」を加算することができます。（※千円未満切り捨て）

※加入世帯数は、補助申請時点の世帯数とします。

※事業に必要な費用のうち、補助対象経費に対する助成です。

4 スケジュール（予定）と手続き手順

内 容	スケジュール（予定）
申請受付期間	令和7年7月1日（火）から11月28日（金）まで
交付決定	令和7年8月以降（申請書提出後から概ね1か月後）
概算払交付（※）	令和7年9月以降（交付決定通知、概算払請求後から1か月以内）
実績報告	事業終了後30日以内又は令和8年3月末日までのいずれか早い時期 ※交付決定前に事業が終了している場合は、交付決定後30日以内
補助金額の確定	実績報告書の提出後から概ね1か月程度
請 求	補助金額の確定通知後（概ね14日以内）
補助金の交付	請求書による請求後1か月程度

※概算払交付は、補助対象事業の実施前に補助金の一部（交付予定額の1/2が上限）を交付する仕組みです。申請時に概算払交付を希望した場合のみ該当します。全ての団体に該当する手続きではありません。

詳しくは、説明会にご参加ください。説明会開催後に、市ホームページにて令和7年度の補助金ガイドラインを公開します。協働コミュニティ課窓口でも配布を開始しますので、説明会に参加できない場合はいずれかの方法でガイドラインをご覧ください。

【問合せ先】西東京市生活文化スポーツ部協働コミュニティ課 電話：042-420-2821